

令和3年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和4年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立総合老人福祉センター (尼崎市東難波町4-9-25)		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談、健康相談に関する事業 健康の増進、教養の向上及び社会参加の推進、介護予防に関する事業 		
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	指定期間	H31. 4. 1～R6. 3. 31
施設所管課	健康福祉局 高齢介護課	所属長名	友弘 真由美

2. 目標・指標

施設の設置目的	高齢者の福祉の向上、社会参加の促進を図る					
施設のありたい姿	高齢者が健康で明るい生活を営むため、介護予防や社会参加の支援拠点として充実させること。					
指標	利用者数 (人)					
目標	対前年の利用者の増	R1(H31)	R2	R3	R4(見込)	R5(見込)
		26,075	16,106	25,863	27,768	28,000

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等のための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	パートナーとして市と協働が図れているか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	A
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	待遇・サービス	利用者に対する待遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	施設の経営状況	指定管理を行っている事業者本体や施設における経営状況は適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか	適正
	履行状況	提案時及び年度当初の計画等とおりに業務を行ったか	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- 指定管理者は、講座利用者に対するアンケートの実施のほか、老人福祉センター（総合・4園）の利用者に対する生活状況に関するアンケートを実施した。
- 施設利用者は前年対比で9,000人程の増加となった。
- 市、指定管理者ともに利用者の日常生活状況を調査により把握することで、事業の再構築や適切なフレイル対策の構築などに活用している。

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

・コロナ禍の中、3つの密（密閉・密集・密接）に配慮し、利用時間・参加人数の制限緩和を講じながら工夫をこらして、事業を継続することができた。

<課題>

・コロナ禍の影響により外出を控えている利用者に対し、施設利用や事業の参加等を促す取組が必要である。
・高齢者の社会参加の促進を図る必要がある。
・本施設は、各種設備が著しく経年劣化しており、長寿命化改修がコスト面から保全対象外となり、第1次尼崎市公共施設再編計画の基本方針1：再編の対象施設として位置付けられている。そのため、今後の施設機能についての見直しが必要となる。

<課題に対する改善の方向性>

・今後も引き続き、感染予防対策を徹底した上で、施設運営をしていること等、安心感をもってもらえるよう、広く高齢者に周知することで利用の促進を図る。
・これまでの健康増進や介護予防等の取組に加え、魅力ある施設となるよう、社会参加の支援拠点としてさらなる充実を図っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

令和3年度は、コロナウイルスの影響で利用者数の制限を行ったため、利用者の足が一時期遠のいたが、感染予防対策を徹底しながら事業を継続して行った結果、コロナ禍前と比較すると4割程が事業に参加するほどの結果となった。

今後とも引き続き、感染対策を講じた上で、利用者が安心し、かつ参加しやすい事業を展開し、利用者のフレイル予防に努めていきたい。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

市とは担当者を中心に感染予防対策、実施事業についてきめ細かく打ち合わせを行うことができ、安心して運営することができた。また、施設の保守管理についても優先順位をつけ行っていただき、利用者にとって快適な状態で施設サービスを提供できた。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

・施設運営に当たっては引き続き、市と指定管理者との協議、情報共有を密にし、施設の設置目的に則り利用者サービスの向上を図っていく。
・施設が老朽化していることから、各設備も経年劣化しており、都度工事が必要となる状態となっている。そのため、双方で適時協議を行い、対応可能なものについては、適時修繕等を検討する。
・高齢者の社会参加の支援拠点として充実できるよう、市と指定管理者、相互に調査、情報交換等を行いながら、その方策について検討していく。
・コロナ禍での事業実施結果を踏まえ、令和4年度の施設運営について、適切な感染症対策を実施した上で、可能な限り高齢者が参加できるような講座の実施等に取り組む。

令和3年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和4年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立老人福祉センター (鶴の巣園、千代木園、福喜園、和楽園/尼崎市東園田町6-9-2 ほか)		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談、健康相談に関する事業 健康の増進、教養の向上及び社会参加の推進、介護予防に関する事業 		
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	指定期間	H31.4.1~R6.3.31
施設所管課	健康福祉局 高齢介護課	所属長名	友弘 真由美

2. 目標・指標

施設の設置目的	高齢者の福祉の向上、社会参加の促進を図る					
施設のありたい姿	高齢者が健康で明るい生活を営むため、介護予防や社会参加の支援拠点として充実させる。					
指標	利用者数 (人)					
目標	対前年の利用者の増	R1(H31)	R2	R3	R4(見込)	R5(見込)
		240,608	65,502	96,891	104,380	110,000

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等のための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	パートナーとして市と協働が図れているか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	A
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	施設の経営状況	指定管理を行っている事業者本体や施設における経営状況は適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか	適正
	履行状況	提案時及び年度当初の計画等のおりに業務を行ったか	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- 指定管理者は、講座利用者に対するアンケートの実施のほか、老人福祉センター（総合・4園）の利用者に対する生活状況に関するアンケートを実施した。
- 施設利用者は前年対比で3,000人程の増加となった。
- 市、指定管理者ともに利用者の日常生活状況を調査により把握することで、事業の再構築や適切なフレイル対策の構築などに活用している。

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

- ・緊急事態宣言の発令に伴い、臨時閉園となった時期があったものの、3つの蜜（密閉・密集・密接）に配慮し、利用時間・参加人数の制限緩和を講じながら工夫をこらして、事業を継続することができた。
- ・入浴事業について、令和3年12月1日から令和4年1月26日までの間で再開を行った。
- ・千代木園について、利用者への影響が大きい箇所(非常用階段等)の修繕を行った。

<課題>

- ・コロナ禍の影響により外出を控えている利用者に対し、施設利用や事業の参加等を促す取組が必要である。
- ・高齢者の社会参加の促進を図る必要がある。
- ・効果的な健康づくり、介護予防の取組の充実が必要である。
- ・計画どおりの保守・点検を実施しているが、老朽化により外壁・内壁・タイル等の破損やひび割れ、腐食や劣化が各園に見られるため修繕工事が必要。

<課題に対する改善の方向性>

- ・今後もコロナ禍以前のように、事業を実施することは困難であると思われるが、感染予防対策を徹底し施設運営をしていること等、安心感をもってもらえるよう、広く高齢者に周知することで利用の促進を図る。
- ・これまでの健康増進や介護予防等の取組に加え、魅力ある施設となるよう、社会参加の支援拠点としてさらなる充実を図っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を行ったため、利用者の人数制限や、実施事業について一定制限を設けたことにより利用者の減少があったが、地道に事業を展開したことにより緩やかではあるが利用者が増加した。また、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、入浴事業を令和3年12月1日から令和4年1月26日までの間で再開した。
- ・施設の維持管理のため、和楽園の風呂ボイラー及びLED証明への取り換えが完了した。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

- ・市とは担当者を中心に感染予防対策、実施事業についてきめ細かく打ち合わせを行うことができ、安心して運営することができた。また、施設の保守管理についても優先順位をつけ行っていただき、利用者にとって快適な状態で施設サービスを提供できた。
- ・千代木園、福喜園、和楽園の3園は修理必要箇所や、市の施設の統廃合により廃園予定の園もあるが、市の協力により必要な保守を行ってもらい、廃園予定園についても閉園最後の日まで利用者に満足してもらえる施設状況が保てることに感謝している。
- ・鶴の巣園は、他の3園と比較すると、新しい施設となっていものの、一部建具等に経年劣化が見受けられ、修繕が必要な箇所が見受けられることから、所管課と連携を密にし、対応策を協議する。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

- ・施設運営に当たっては引き続き、市と指定管理者との協議、情報共有を密にし、施設の設置目的に則って利用者サービスの向上を図っていく。
- ・コロナ禍での事業実施結果を踏まえ、令和4年度の施設運営について、適切な感染症対策を実施した上で、可能な限り高齢者が参加できるような講座の実施等に取り組む。
- ・施設運営に当たっては引き続き、市と指定管理者との協議、情報共有を密にし、施設の設置目的に則って利用者サービスの向上を図っていく。
- ・また、福喜園、千代木園は(仮称)健康ふれあい体育館へ機能転換することから、その進捗や事業構築等に当たっても、指定管理者と連携して実施していく。
- ・残る2園についても、これまでの取組に加え、「栄養(食・口腔)」など特色をもった事業運営に向け、市と指定管理者と連携して検討を行っていく。

令和3年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和4年3月31日現在 (B)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立老人福祉工場（第2老人福祉工場：尼崎市立花町3-10-13、第3老人福祉工場：尼崎市久々知2-28-5）		
主な事業内容	高齢者に対し、労働の場を提供するとともに、市民に向けた利用促進のためのパンフレット等の作成等、様々な関係機関へ周知し、連携を行いながら、高齢者の積極的な社会参加や就労促進を図る。		
指定管理者名	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31
施設所管課	健康福祉局 高齢介護課	所属長名	友弘 真由美

2. 目標・指標

施設の設置目的	高齢者に対し、労働の場を提供することにより、高齢者の生きがいを高め、その福祉の増進に寄与する。					
施設のありたい姿	高齢者が就労を通じて社会参加をすることで、健康増進、生きがいづくり、仲間づくりにつなげていくこと。					
指標	利用者数（人）					
目標	利用者数の増加	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
		—	5,909	5,602	2,074	3,845

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等のための自主事業を実施できたか。	C
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	C
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	C
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	C
	待遇・サービス	利用者に対する待遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	施設の経営状況	指定管理を行っている事業者本体や施設における経営状況は適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	履行状況	提案時及び年度当初の計画等のとおり業務を行ったか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・利用者アンケートの結果では、健康づくりを就労目的とする意見が多く、作業内容や作業量、配分金などへの不満があるという回答は少なかった。
- ・コロナ禍においても、発注業者から安定して軽作業を受注することができた。
- ・自主事業の実施、利用者ニーズの把握、目標の達成度：C これまで実施してきた軽作業を実施するだけであり、利用者のニーズを把握し、新たな事業を始めることはなかった。
- ・目標の達成度、利用率向上の取組：C 老人福祉工場でパソコン教室などを実施し、利用者増に努める事業計画となっていたが、コロナの影響もあり、実施できなかった。結果として利用者増にはつながらなかった。

4. 総評

成果	指定管理者の所見
令和2年度に比べ、発注業者からの委託も増え、利用者が就労できる機会を増やすことが出来た。また、工場長を中心として、それぞれの能力等に合わせた作業量を振り分けるなど、福祉的な就労機会を利用者へ与えることが出来た。	作業単価が安く、就業希望者がなかなか増えない状態である。
課題	今後の対策
シルバー人材センターの会員を中心に利用を勧めているが、利用者数の増加は見られなかった。	老人福祉工場の事業を見直し、介護予防・フレイル対策に資するより効果的な事業へ転換を図るとともに、高齢者の生きがい就労を市内に広げる体制を構築していく。